

第 9 節 介護等体験

平成10年4月1日に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）」が施行され、**小学校及び中学校の教諭の普通免許状**の授与を受ける場合には、7日間以上の「介護等体験」が義務付けられました。

1 介護等体験の内容

障害者、高齢者等に対する①介護・介助 ②交流等の体験（障害者等の話相手、散歩の付添い等）
③受入施設職員の業務補助（掃除や洗濯など、障害者等と直接接しない場合を含む。）等。

2 介護等体験の実施施設及び期間

18歳に達した後、7日間以上（特別支援学校、社会福祉施設等）。

※5の「「特別支援学校、社会福祉施設等」の範囲」（118P）を参照。

3 教員免許の取得要件としての介護等体験適用者

(1) 介護等体験の実施を必要とする者

新たに小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者。ただし次の(2)及び(3)の場合を除く。

(2) 介護等体験の実施を必要としない者

① 既に小学校又は中学校の教諭の普通免許状を有している者。ただし、教育職員免許法第5条別表第1による方法で取得した場合に限る。

※出願の際には、当該免許状の写しの提出が必要となる。

② 平成10年4月1日前に大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者。（特例法附則第2項適用者）

※6の「大学等入学年度に対応する具体例」（119P）を参照。

③ 特別免許状の授与を受けようとする者。

④ 小学校及び中学校以外（幼稚園、高等学校及び特別支援学校）の免許状の授与を受けようとする者。

⑤ 教諭以外（養護教諭、栄養教諭、助教諭）の免許状の授与を受けようとする者。

⑥ 教育職員免許法第5条別表第1による方法以外の方法で授与を受けようとする者。

(3) 介護等体験の実施が免除される者

【「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」第3条】

① 保健師助産師看護師法第7条の規定により保健師の免許を受けている者

② 保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者

③ 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者

④ 保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者

⑤ 教育職員免許法第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者（小学校又は中学校免許状と同時に当該免許状の授与を受ける場合を含む。）

⑥ 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者

⑦ 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者

⑧ 社会福祉士及び介護福祉士法第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者

⑨ 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者

- ⑩ 義肢装具士法第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者
 - ⑪ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者
- ※ 上記①～⑪により免除の適用を受ける者は、出願の際に当該資格等の写しの提出が必要となる。

4 介護等体験の受入調整

北海道では、特別支援学校での体験については「北海道教育庁教職員局教職員課」、社会福祉施設等での体験については「社会福祉法人北海道社会福祉協議会」が窓口として受入調整を行っている。

なお、個人単位での受入調整は行っていないので、介護等体験を希望する者は、履修している大学等の担当窓口にご相談すること。

5 「特別支援学校、社会福祉施設等」の範囲【「特例法施行規則」第2条】

- ① 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校
- ② 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援を行う施設
- ③ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設
- ④ 生活保護法に規定する救護施設、更正施設又は授産施設
- ⑤ 社会福祉法に規定する授産施設
- ⑥ 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業を行う施設
- ⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する居宅生活支援事業又は養護事業を行う施設
- ⑧ 介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスを行う施設
- ⑨ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスを行う施設
- ⑪ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する国立ハンセン病療養所等
- ⑫ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設
- ⑬ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設
- ⑭ 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

6 大学等入学年度に対応する具体例

(1) 介護等体験の適用除外

【「特例法」附則第2項】

この法律の施行の日前に大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては第2条第1項の規定（介護等体験の実施に係る規定）は、適用しない。

(2) 具体例

「介護等体験」の適用者は、平成10年度以降の大学等の入学者からであるが、上記(1)の附則に該当する場合は、適用除外となる。(以下具体例。)

	H9. 4	H10. 4	H11. 4	H12. 4	H13. 4	H14. 4	介護等体験
(A)		10. 4. 1大学入学					必 要
(B)	9. 3. 31 大学卒業	10. 4. 1～ 11. 3. 31	科目等 履修生				必 要
(C)		10. 3. 31 大学卒業	10. 4. 1～ 11. 9. 30	科目等 履修生			不 要
(D)	9. 3. 31 大学卒業	10. 4. 1編入学		(2年次、3年次、 4年次への入学)			不 要
(E)		11. 3. 31大学卒業 (一部単位不足)			12. 4. 1編入学		2、3年次は必要 4年次は不要
(F)	9. 3. 31 大学卒業	(所要資格を 全て満たし ている)					不 要
(G)		9. 4. 1大学入学、11. 3. 31大学卒業					不 要

* 所要資格を全て得るための大学等における「在学」状態が、特例法適用日前(10. 3. 31以前)から継続している場合は、法附則第2項に該当し、介護等体験は不要。

* (A) は、介護等体験は平成10年4月1日以降の大学等の入学者からの適用なので、介護等体験が必要。

* (B) は、「在学」状態が特例法適用日前から継続していないため、介護等体験が必要。

* (C) は、科目等履修登録があることをもって「在学」しているものとみなし、大学を卒業し、間をおかず科目等履修が修了するまでの間は、特例法附則第2項に規定する「卒業するまで」に含めるため、介護等体験は不要。(「在学」状態が特例法適用日前から継続)

* (D) 及び (E) は、再入学・編入学の学年が、特例法が適用される年次か否かにより判断する。

* (F) 及び (G) は、特例法附則第2項(法施行の日前に在学し、卒業までに所要資格を得たもの)に該当し、介護等体験は不要。この場合の所要資格とは、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の所要資格であり、受けようとする免許種・教科と一致していなくてもよい。ただし、免許法別表第1に規定する所要資格に限る。

(3) その他介護等体験適用関係

- ① 幼稚園、高等学校又は養護教諭のみの免許状所有者が、免許法別表第1により新たに小学校又は中学校の免許状を取得する場合は必要。
- ② 資格認定試験に合格し、小学校教諭2種免許状を取得する場合は不要。
- ③ 資格認定試験に合格し、小学校教諭2種免許状を取得した後、免許法別表第1により小(中)学校教諭1種免許状を取得する場合は必要(免許法別表第3による場合は不要。)
- ④ 小(中)学校助教諭免許状所有者が、免許法別表第3により小(中)学校教諭2種免許状を取得する場合は不要。
- ⑤ 上記④により小(中)学校教諭2種免許状を取得した後、免許法別表第1により小(中)学校教諭1種免許状を取得する場合は必要(免許法別表第3による場合は不要。)
- ⑥ 高等学校教諭1種免許状所有者が、免許法別表第8により中学校教諭2種免許状を取得する場合は不要。
- ⑦ ⑥により中学校教諭2種免許状を取得した後、免許法別表第1により中学校教諭1種免許状を取得する場合は必要。
- ⑧ 免許法第18条を適用し、教育職員検定により小学校又は中学校教諭普通免許状を受ける場合は不要。

注 「免許法別表第1」…基礎資格及び必要単位を修得し、新たに免許状を取得する方法
(本手引き23P「小別表1」、35P「中別表1」参照)

注 「免許法別表第3」…良好な教員の経験年数をもって単位を通減し、教育職員検定により上級免許状を取得する方法
(本手引き24～26P「小別表3-1～3」、38～46P「中別表3-1～3」参照)

注 「免許法別表第8」…良好な教員の経験年数をもとに、教職員検定により隣接する学校種の免許状を取得する方法
(本手引き27P「小別表8-1～2」、48・50P「中別表8-1～2」参照)

注 「免許法第18条」…外国において授与された免許状を有する者等の特例規定